

豊橋コンテナターミナル指定管理者運営モニタリング結果（2024年度）

1 施設の概要

施設名：豊橋コンテナターミナル
 所在地：豊橋市神野西町一丁目
 設置根拠：愛知県港湾管理条例（平成10（1998）年 供用開始）
 設置目的：三河港における港湾物流の効率化・円滑化を図ることを目的とする。
 施設概要：敷地面積：約12.9ヘクタール
 主な建物等：軌道走行式荷役機械（2基）、ゲート室、冷凍コンテナ用コンセント、照明灯、洗浄場、トラックスケール

2 指定管理概要

指定管理者名 三河港コンテナターミナル株式会社
 指定期間 2023年4月1日から2028年3月31日まで
 指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況
 コンテナ貨物集荷及び新規航路誘致等のポートセールス活動

3 利用状況

（単位：TEU）

区分	2024 年度		2023 年度		増減 (①－②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
コンテナ貨物	26,400	23,862	25,200	25,366	△1,504

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

（単位：千円）

区分	2024 年度		2023 年度		増減 (①－②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	65,040	75,500	62,686	76,788	△1,288
利用料金収入	65,040	75,500	62,686	76,788	△1,288
指定管理料	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
支出	80,664	81,863	80,834	80,809	1,054
収支差	△15,624	△6,363	△18,148	△4,021	△2,342

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおり適切に行われている。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	平等な利用の確保、法令遵守、個人情報の取扱等適切に行われている。
施設の適正な管理	A	施設内警備、巡視等について適切に行っているほか、関係者との安全に係る情報共有を密に行っている。
サービスの維持・向上	A	計画に対して、コンテナ取扱量は計画を下回っているが、収支は上回っている。また、他団体と連携し利用促進に努めていた。
運営等の安定性	A	県との連携、経理、文書管理等適切に行われている。

【評価の基準】

評価	基準
S	県の求める水準と比べて、期待を上回る水準で管理運営されている。
A	概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。（協定書等の水準）
B	一部分を除き、概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。
C	県の求める水準と比べて不十分な状況である。

(3) 今後の対応等

施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおり行っていることから、今後もモニタリングを通じて管理運営状況を確認し、指導していく。

6 利用者からの反応

利用者に対してアンケートを実施し、得られた回答は以下のとおりである。

- ・施設等の利用許可手続きについて
問題はなく満足している 75% 改善の余地はあるがほぼ満足している 25%
- ・施設利用料金の請求と支払方法について
問題はなく満足している 100%
- ・施設利用料金の額について
妥当と思う 100%
- ・CT 会社の運営内容について
問題はなく満足している 75% 不満である 25%

7 その他

特になし

○ 問い合わせ先

都市・交通局港湾課経営グループ
 電話：052-954-6966（ダイヤルイン）
 ファクシミリ：052-953-1793
 メールアドレス：kowan@pref.aichi.lg.jp